

栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン（案）

第6版（平成18年4月）改定概要

◎第I編土木における改定概要は以下のとおりです。

1. 適用要領・基準類の改定

国土交通省策定の電子納品関連要領・基準類の一部が平成17年度内に改定されたことを受け、栃木県が準拠する基準およびガイドラインを改定しました。

・デジタル写真管理情報基準(案)	平成16年6月	⇒	平成18年1月
・土木設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編	平成16年3月	⇒	平成18年3月
・工事完成図書の電子納品要領(案) 機械設備工事編	平成16年3月	⇒	平成18年3月
・CAD製図基準(案) 機械設備工事編	平成16年3月	⇒	平成18年3月
・CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	平成16年10月	⇒	平成17年8月
・栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案) 栃木県	平成18年4月(新規制定)		

2. 工事完成図書電子納品運用ガイドライン(案)の改定事項

◇ 電子納品適用項目

発注図および完成図の納品区分を「試行」から「受発注者間協議」としました。

◇ 発注図フォルダ(DRAWINGS)、完成図フォルダ(DRAWINDF)

発注図および完成図の作成にあたっては、「CAD製図基準(案)国土交通省」に加えて、新たに策定した「CAD製図基準運用ガイドライン(案)栃木県」に準拠することとしました。

また、データ交換時の再利用性を確保するため、SXFの仕様をSXF Ver 2.0としました。

◇ 写真帳フォルダ(PHOTO)

デジタルカメラの有効画素数は、120万画素程度を標準としました。

◇ その他フォルダ(OTHR)

工事で地質・土質調査を実施した場合は電子納品の対象とし、OTHRフォルダに格納することとしました。また、データの整理方法を付属資料にまとめました。

◇ 完成検査

基礎チェック、ウイルスチェックは、CD-R書き込み前後に行うこととし、実施フローを改定しました。

◇ 電子媒体納品書

各メディアに格納したフォルダ名を記載することとしました。

3. 設計業務等電子納品運用ガイドライン（案）の改定事項

◇ 電子納品適用項目

交通量調査や水文観測などその後の業務で再利用することがないと判断できる場合は、電子納品の対象外とすることができるとしました。

◇ 報告書フォルダ (REPORT)

報告書ファイルは、極力1ファイルにまとめることとし、ファイルの容量が30MBより大きくなる場合は、章や節で分割して1ファイルが30MB以下となるように作成するとしました。

◇ 図面フォルダ (DRAWING)

図面の作成にあたっては、「CAD製図基準（案）国土交通省」に加えて、新たに策定した「CAD製図基準運用ガイドライン（案）栃木県」に準拠することとしました。

また、データ交換時の再利用性を確保するため、SXFの仕様をSXF Ver 2.0としました。

◇ 写真帳フォルダ (PHOTO)

デジタルカメラの有効画素数は、120万画素程度を標準としました。

◇ 測量データフォルダ (SURVEY)

平板測量をCAD(SFC)で納品する場合の格納先のフォルダとファイル命名規則について、記載しました。

また、道路台帳整備業務と用地測量業務の電子納品について、付属資料にまとめました。

◇ 地質データフォルダ (BORING)

データ交換時の再利用性を確保するため、SXFの仕様をSXF Ver 2.0としました。

また、電子簡略柱状図のレイヤについては、「S-BGD-BRG」とし、全てのテキストならびに図形情報を同一レイヤに設定し、線色は「白」とする旨の記載を追加しました。

◇ 完成検査

基礎チェック、ウイルスチェックは、CD-R書き込み前後に行うこととし、実施フローを改定しました。

◇ 電子媒体納品書

各メディアに格納したフォルダ名を記載することとしました。

◎第Ⅱ編 営繕における改訂概要は以下のとおりです。

- ◇ 営繕工事の電子納品に関するURLを明示した。(5-1)
営繕工事の電子納品に関する情報を、建築課のHPで提供していることを明示し、情報が円滑に伝達されるように配慮した。
- ◇ 対象工事の表示を整理した。(5-3-1)
工事金額による対象工事の区分が、平成18年度のみとなったので、表現を簡略化して一覧性を高めた。
- ◇ CD ケースの仕様規定を簡略化した。(5-3-7/5-4-7)
納品後のケースは利用しないこととなったので、ケースの仕様については重視しないこととした。
- ◇ コンピュータウイルスに関する説明内容を簡略化し、内容を整理した。(5-3-8/5-4-7)
電子納品と直接関係のない、コンピュータウイルス対策等の記述を省略し、わかりやすくした。
- ◇ 事前協議の方法、施工計画の書き方を簡略化した(5-3-8/5-4-8)
チェックリストの内容を改訂し、実施計画書の作成を廃止した。(施工計画書へチェックリストを添付することとした)

◎第Ⅲ編農務における改訂概要は以下のとおりです。

1. 成果品定義仕様書の改定

農林水産省策定の委託業務共通仕様書の一部が平成15年度内に改定されたことを受け、栃木県が準拠する委託業務共通仕様書を改定しました。

- ・委託業務共通仕様書 平成13年度 ⇒ 平成18年度

2. 適用要領・基準の改定

農林水産省策定の電子納品関連要領・基準の一部が平成17年度内に改定されたことを受け、栃木県が準拠する要領・基準を改定しました。

- ・設計業務等の電子納品要領(案) 平成15年4月 ⇒ 平成17年4月
- ・工事完成図書の電子納品要領(案) 平成15年4月 ⇒ 平成17年4月
- ・電子化図面データの作成要領(案) 平成16年4月 ⇒ 平成17年4月
- ・地質・土質調査成果電子納品要領(案) 平成16年4月 ⇒ 平成17年4月
- ・電子化写真データの作成要領(案) 平成15年4月 ⇒ 平成17年4月
- ・測量成果電子納品要領(案) 平成15年9月 ⇒ 平成17年4月
- ・設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編 平成16年4月 ⇒ 平成17年4月
- ・工事完成図書の電子納品要領(案) 電気通信設備編 平成16年4月 ⇒ 平成17年9月
- ・電子化図面データの作成要領(案) 電気通信設備編 平成16年4月 ⇒ 平成17年4月
- ・設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編 平成17年4月(新規制定)
- ・工事完成図書の電子納品要領(案) 機械設備工事編 平成17年6月(新規制定)
- ・電子化図面データの作成要領(案) 機械設備工事編 平成17年6月(新規制定)

3. 電子納品の実施計画の改定

業務委託の電子納品実施計画を3百万円以上と改定しました。